

耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生	ガス設備	15
冷暖房	冷暖房設備	13
通風	(冷凍機の出力22kW以下)	
ボイラー	その他のもの	15
昇降機	エレベーター	17
設備	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード	主として金属製のもの	15
日よけ	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○構築物

用途	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用	その他のスポーツ場の排水その他の	
又は学校	土工施設	
用のもの	水泳プール	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
煙突	金属造	10
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

○車両及び運搬具(自動車を除く。)

自転車及びリヤカー	2
フォークリフト	4
前掲以外	7
	4

○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール	3
	その他のもの	
型・鍛圧(打抜)工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

○器具及び備品

器具及び備品	耐用年数
事務机、いす、キャビネット	15
主として金属製のもの	8
その他のもの	
応接セット	
接客業務のもの	5
その他のもの	8
ベッド	8
児童用机及びいす	5
陳列だな、陳列ケース	
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
その他のもの	8
その他の家具	
接客業務のもの	5
その他のもの	
主として金属製のもの	15
その他のもの	8
ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他	5
の音響機器	
冷房用又は暖房用機器	6
冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6
氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く。)	4
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他	3
これらに類する繊維製品	
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業務用、放送用、レコード	3
吹込用、劇場用のもの	
その他のもの	6
室内装飾品	
主として金属製のもの	15
その他のもの	8
食事又はちゅう房用品	
陶磁器又はガラス製のもの	2
その他のもの	5
その他	
主として金属製のもの	15
その他のもの	8

構造用途	細目	耐用年数
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター	3
	孔版印刷又は印書業用のもの	5
	その他のもの	
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ	4
	(サーバー用のものを除く。)	
	その他のもの	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)	5
	金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	
	その他の事務機器	5
テレタイプライター、ファクシミリ	5	
インターホン、放送用設備	6	
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備及び	6	
デジタルボタン電話設備		
その他のもの	10	
時計・試験機器及び測定器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器・写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製品	10
	その他のもの	5
容器・金庫	ボンベ	
	溶接製	6
	鍛造製	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
金庫	ドラムかん、コンテナ、その他の容器	
	大型コンテナ(長さが6m以上のものに属する。)	7
	その他のもの	
	金属製のもの	3
	その他のもの	2
	金庫	
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの、	4
	自動血液分析器	
	その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
その他のもの	8	
	陶磁器製、ガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

構造用途	細目	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちょう、幕	5
	衣装、かつら、小道具、大道具	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
前掲以外	映画フィルム(スライドを含む。)	2
	磁気テープ、レコード	
	シート及びロープ	2
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機(手動式を含む。)	5
	焼却炉	5
その他のもの		
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガスタンク	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場	13
機械式駐車設備	10

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号
中間の改正略
最終改正
令和2年6月30日 財務省令 第56号